

防府市多様な働き方推進事業費補助金交付要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 本要綱は、市内中小企業等の人材定着を促進するため、従業員の仕事と生活の両立や多様な人材が活躍できる職場環境の整備など、働きやすい職場づくりの推進に取り組む市内中小企業等に対し、事業に要する経費の一部を補助する。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する法人又は個人で事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者をいう。（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO法人等を含む。）なお、法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であることとする。

2 前項に規定する補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的としている者
- (4) 同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金を受けている者。また、今後、同一の内容で補助金を受給しようとする者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として不適当と判断した者

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、国・県・市及びこれらに準じる団体か

らの補助又は助成を受けた経費については対象外とする。

- 2 第1項に規定する補助対象経費については、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

- 2 補助対象者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。ただし、補助限度額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日までとする。

(要件)

第6条 補助対象事業は、次に掲げる全ての要件に該当するものでなければならない。

- (1) 第3条に規定する事業であること
- (2) 前条に規定する補助対象期間中に完了する見込みがあること

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、防府市多様な働き方推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付・不交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、防府市多様な働き方推進事業費補助金交付決定通知書（第2-1号様式）により、不適當であると認めるときは防府市多様な働き方推進事業費補助金不交付決定通知書（第2-2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定について必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(変更等の申請と承認)

第9条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、事業を変更又は廃止する場合は、速やかに防府市多様な働き方推進事業費補助金（変更・廃止）申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、防府市多様な働き方推進事業費補助金（変更・廃止）承認通知書（第4-1号様式）により通知し、内容が適当でないときは、防府市多様な働き方推進事業費補助金（変更・廃止）不承認通知書（第4-2号様式）により通知をするものとする。

(完了報告)

第10条 補助対象事業を完了し、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業が完了した日から20日以内に、防府市多様な働き方推進事業費補助金完了報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、防府市多様な働き方推進事業費補助金確定通知書（第6号様式）により通知する。

2 市長は、前項に規定する確定通知について必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助対象者は、速やかに防府市多様な働き方推進事業費補助金請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、これを審査し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当したときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象期間内において、第6条に規定する要件を欠くこととなったとき
- (2) 補助対象期間内において、第8条第2項に規定する条件に違反したとき
- (3) 第11条第2項に規定する条件に違反したとき
- (4) 補助対象期間内に事業を廃止したとき
- (5) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により取り消しを受けた補助対象者に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間当該帳簿および証拠書類を保存しておかなければならない。

(報告及び調査)

第15条 市長は必要があると認めるときは、補助対象者に対し、報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、募集要領等で定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助対象経費
<p>1 仕事と生活の両立支援や多様な人材が活躍する職場環境を実現するための就業規則等社内制度の整備、年次有給休暇の取得促進など、働きやすい職場づくりの推進に向けたコンサルタントの導入</p> <p>2 働きやすい職場づくりの理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加</p>	<p>補助対象事業に要する経費で次に掲げる経費に該当するもの</p> <p>1 就業規則等の作成、見直しに係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険労務士等への委託料 ・ 謝金 ・ 外国語への翻訳費用 <p>2 働きやすい職場づくりの推進に向けた外部専門家によるコンサルティングに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルティング料 ・ 委託料 <p>3 働きやすい職場づくりの理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金 ・ 委託料 (研修業務委託料) ・ 会場借上料 ・ 教材費、受講料

別表 2 (第 4 条関係)

1 補助率	補助対象経費の 2 分の 1
2 補助限度額	<p>一補助事業者当たり 5 万円を限度とする。</p> <p>同一の補助事業者につき複数回の交付を受けることはできないものとする。</p>

（宛先）防府市長

住 所
名 称
代表者役職・氏名

防府市多様な働き方推進事業費補助金交付申請書

防府市多様な働き方推進事業費補助金の交付を受けたいので、防府市多様な働き方推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- ・ 防府市多様な働き方推進事業費補助金 事業計画書（別紙1）
- ・ 誓約書（別紙2）
- ・ 変更前の就業規則等（就業規則等の見直しを行う場合）
- ・ 当該事業に係る見積書の写し
- ・ 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）
※申請日前3ヶ月以内の日付で発行されたもの
- ・ 直近の確定申告書の写し
- ・ 直近の決算書の写し
- ・ 申請時チェックリスト

補助対象事業		概要	
<input type="checkbox"/>	①仕事と生活の両立支援や多様な人材が活躍する職場環境を実現するための就業規則等社内制度の整備、年次有給休暇の取得促進など、働きやすい職場づくりの推進に向けたコンサルタントの導入	委託先、委託内容等	
<input type="checkbox"/>	②働きやすい職場づくりの理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加	委託先、委託内容等	
4. 期待される効果			

3 事業経費

(単位：円)

補助対象経費	内 容 (内 訳)	補助対象経費 (税抜)
① 就業規則等の作成、見直しに係る経費		円
② 働きやすい職場づくりの推進に向けた外部専門家によるコンサルティング事業に係る経費		円
③ 働きやすい職場づくりの理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加に係る経費		円
合計 (A)		円
補助金交付申請額 = (A) × 1 / 2 (千円未満切捨)		【上限 5 万円】 円

※補助金交付申請額は補助対象経費の合計 (A) の 1 / 2、もしくは補助上限額 5 万円のいずれか少ない方の金額を記入してください。

※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額となります。

(別紙 2)

誓約書

年 月 日

<p>必ず内容を確認し署名または記名・押印をお願いします。 ※法人は社名及び代表者名</p>	<p>氏名 印</p> <p>※氏名がゴム印の場合は代表者印の押印をお願いします。</p>
<p>以下の内容を了承します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 私は、申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。2 私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。3 私は、同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金交付決定（採択を含む）を受けておりません。また、今後も同一の内容で補助金を重複受給しません。4 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。5 私は、本補助金の取得後も事業を継続して実施します。6 私は、本補助金の交付決定通知に付された条件に違反したときは、交付を受けた補助金を返還します。	

第2-1号様式（第8条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市多様な働き方推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり決定しましたので、防府市多様な働き方推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 要件

第2-2号様式（第8条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市多様な働き方推進事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、不採択となりましたので、防府市多様な働き方推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市多様な働き方推進事業費補助金（変更・廃止）申請書

年 月 日付け指令防商第 号で交付決定を受けた補助事業を（ 変更 ・ 廃止 ）したいので、防府市多様な働き方推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により届けます。

記

1 補助額の変更

- | | |
|------------|---|
| （1）既存交付決定額 | 円 |
| （2）変更交付申請額 | 円 |
| （3）差 額 | 円 |

2 変更・廃止の理由

3 変更の内容

変更前	変更後

4 添付書類

- ・変更内容が分かる書類

第4-1号様式（第9条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市多様な働き方推進事業費補助金（変更・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市多様な働き方推進事業費補助金（変更・廃止）届出書については、下記のとおり承認したので、防府市多様な働き方推進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認内容 （ 変更 ・ 廃止 ）

2 変更後交付決定額 円

第4-2号様式（第9条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市多様な働き方推進事業費補助金（変更・廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市多様な働き方推進事業費補助金（変更・廃止）届出書については、下記の理由により不承認とするので、防府市多様な働き方推進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 不承認の理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

防府市多様な働き方推進事業費補助金完了報告書

年 月 日付けの補助金交付決定通知に係る補助事業が完了しましたので、防府市多様な働き方推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 実績報告書 別紙のとおり

2 補助額 円

3 根拠書類

- ・ 領収書等の写し（経費内訳及び支払いがわかるもの）
- ・ 事業の取組実績がわかるもの（就業規則等の見直しを行った場合は、変更後の就業規則等を添付してください）
- ・ 通帳の写しもしくは口座番号、振込名義がわかるもの

(別紙) 様式第 5 号添付書類

防府市多様な働き方推進事業費補助金 実績報告書

年 月 日

1 事業報告書

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の実績 事業の効果・成果 今後の展開	(1) 実施した事業の内容 (2) 得られた成果 (3) 実施後の人材の活躍や定着に向けた取組について

(2) 事業経費

(単位：円)

補助対象経費	内 容 (内 訳)	補助対象経費 (税抜)
① 就業規則等の作成、見直しに係る経費		円
② 働きやすい職場づくりの推進に向けた外部専門家によるコンサルティング事業に係る経費		円
③ 働きやすい職場づくりの理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加に係る経費		円
合計 (A)		円
補助金 = (A) × 1 / 2 (千円未満切捨)		【上限 5 万円】 円

※補助対象経費は、2月末日までに支払い（クレジットカードによる決済の場合は口座引落とし）までに完了しているものが対象となります。

第7号様式（第12条関係）

防府市多様な働き方推進事業費補助金請求書

金額		百	十	万	千	百	十	円

内 訳 防府市多様な働き方推進事業費補助金

防府市多様な働き方推進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

名 称

代表者氏名

(補助金は、次の口座に振り込んで下さい。)

振込先	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合	
金融機関	支所・支店・出張所	
口座番号 種 別		1：普通 2：当座
フリガナ		
口座名義		